

## 中小法人・個人事業者のための

# 月次支援助金

ご活用  
ください！

飲食店の休業・時短営業・外出自粛等により  
売上が減少した中小事業者の皆さまを支援します！

### 給付額（1事業者当たり）



中小法人



個人事業主

上限 **20** 万円 / 月

上限 **10** 万円 / 月

給付額 ▶ 2019年または2020年の対象月の売上 - 2021年の対象月の売上

申請期間

8月分：2021年 9月1日～10月31日

9月分：2021年10月1日～11月30日

※対象月の翌月から2ヶ月間

### 給付対象者

- 緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業・外出自粛等の影響により売上が **50%以上減少** していること
- 「山梨県休業等要請協力金」、「山梨県営業時間短縮等協力金」の給付対象の方は受けられません（月ごとに判断します）
- 詳しくは別添チラシをご確認ください

ご不明な点等は、商工会までお問い合わせください



富士川町商工会 TEL:0556-22-0870